

## 役員・評議員等の報酬及び費用弁償、退職慰労金の

### 支給基準等に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人北野健寿会定款（以下「定款」という。）に基づき北野健寿会（以下「法人」という。）役員（理事、監事をいう。）、評議員、評議員選定委員（事務局員が職員である場合を除く。以下、「選定委員」という。）、苦情解決のための第三者委員（以下、「役員等」という。）等の報酬及び費用弁償、退職慰労金等の支給基準等について、評議員会の決議により、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給基準等)

第 2 条 法人役員等に対して支給する報酬の基準は次のとおりとし、各年度の総額が 2,600万円を超えない範囲とする。

- (1) 理事長 常勤の場合は月額120万円以内、非常勤の場合は月額60万円以内とし、ともに勤務の実態に即して支給する。
- (2) 常務理事 常勤の場合は月額80万円以内、非常勤の場合は月額40万円以内とし、ともに勤務の実態に即して支給する。
- (3) (1)(2)以外の役員、評議員、選定委員、苦情解決のための第三者委員 法人役員会、評議員会、評議員選定委員会、苦情解決のための会議等、理事長が必要と認めた会議、並びに研修会等に出席した場合 出席1回につき 10,000円

(費用弁償の額)

第 3 条 法人の役員等が、必要な会議や研修会、その他業務を行うための費用弁償については、旅費規程を準用する。

(退職慰労金等の支給基準等)

第 4 条 第2条第1号理事長並びに同条第2号常務理事に対する退職慰労金等の支給基準及び額は、「役員退職慰労金規程」で定めるところによる。

- 2 その他の役員、評議員、選定委員、苦情解決のための第三者委員に対する退職慰労金の支給基準及び額は次のとおりとする。2つの役職を兼ねている場合は、役職の重なっているいずれかの期間を除くものとする。

通算就任期間	1年以上	満3年まで	3万円
通算就任期間	3年以上	満5年まで	5万円
通算就任期間	5年以上	満7年まで	7万円

通算就任期間 7年以上 満10年まで 10万円

通算就任期間10年以上 満15年まで 15万円

通算就任期間15年以上 満20年まで 20万円

20年を超えるとき 30万円

- 3 前項の通算就任期間は、この規程の施行日以降に就任した役員等（法人職員を除く）に適用し、法人設立日（平成15年8月28日）に遡及して通算するものとする。

（委 任）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、法人役員等の報酬、費用弁償に関し必要なことは、評議員会の決議により定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行するものとし、「役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」は平成28年12月31日をもって廃止する。

## 役員退職慰労金規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人北野健寿会（以下「法人」という。）に勤務し、月額で報酬を受給する役員（以下「役員」という。）の退職慰労金、功労金及び弔慰金（以下「退職慰労金等」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

### (支給対象)

第 2 条 退職慰労金等は、在籍期間1年以上の役員が退職したとき又は在職中死亡したときに、その役員又は遺族に支給する。ただし、法人の利益を害し、又は法人に損害を及ぼす等の事由により評議員会において解任された者には支給しない。

### (退職慰労金等の支払い)

第 3 条 役員の退職慰労金等は、法令に基づきその役員の退職慰労金等から控除すべきものがある場合には、その金額を控除して支払うものとする。

### (支給基準)

第 4 条 退職慰労金の額は、役員が退職し、又は死亡した日の属する月のその者の報酬の月額に在籍期間の年数（1年未満の期間については、7カ月以上の場合について1年に切り上げて計算するものとする。）を乗じて得た額とする。ただし、支給金額は、次表に規定する在籍期間の区分ごとに定めた金額を上回らないこととする。

在籍期間の区分	上限額
5年まで	1,500,000円
10年まで	3,500,000円
15年まで	6,000,000円
20年まで	8,000,000円
20年を超える場合	10,000,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、法人経営並びに施設運営を改革する等大いに功績のあった場合については、前項で算出された退職慰労金の額に功績倍率（3.0以内）を乗じた額を支給することができる。
- 3 功労金は、特に在職中の功労が顕著であった場合に、第1項又は前項の退職慰労金の額に30%を上限とする割合を乗じて支給することができる。
- 4 死亡退職の場合は、月額報酬に6カ月分を乗じた額以内の額を弔慰金として支給することができる。
- 5 法人が拠出する別の制度による退職慰労金がある場合は、第1項の退職慰労

金から当該退職慰労金のうち法人負担相当額を減じて支給する。

(在籍期間の計算)

第 5 条 退職慰労金の算定の基礎となる在籍期間は、役員となった日の属する月から退職し、又は死亡した日の属する月までとする。ただし、既に支給済みの退職慰労金がある場合はその対象となった期間は除外する。

(遺族の範囲)

第 6 条 第 2 条で規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届け出をしていないが、役員の死亡時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその親族で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者

2 退職慰労金を受ける順位は、前項各号の順位により、第 2 号に掲げる者にあつては、各号に掲げる順位による。

附 則

この規程は、平成 22 年 2 月 15 日に遡及して施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。